



(写)

4日獣発第116号

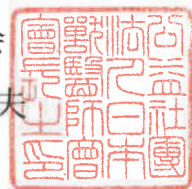
令和4年7月20日

農林水産省 消費・安全局長

森 健 様

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫



高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備等について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、犬、猫等の愛玩動物は「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活において不可欠な存在となっています。それに伴い、小動物獣医療分野においては、人の医療と同様の高度かつ専門的な獣医療の提供が求められるようになっていきます。

このような中、本年5月1日に愛玩動物看護師法が全面施行され、小動物獣医療分野において新たな国家資格者としての愛玩動物看護師による診療補助業務が可能となり、獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担と連携の下に、高度なチーム獣医療の提供体制の構築が求められています。

一方、令和2年5月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、「専門的な診療を求める飼育者の選択に資するよう、獣医師の組織する団体等が中心となって、獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築について検討を進める。また、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」こととされました。

このような情勢にかんがみ、本会は現に獣医師の専門性に関する認定制度や研修制度に関与している主要な学協会の参画を得て、令和3年9月に本会内に「認定・専門獣医師協議会」を設置し、専門分野別の研修プログラムの

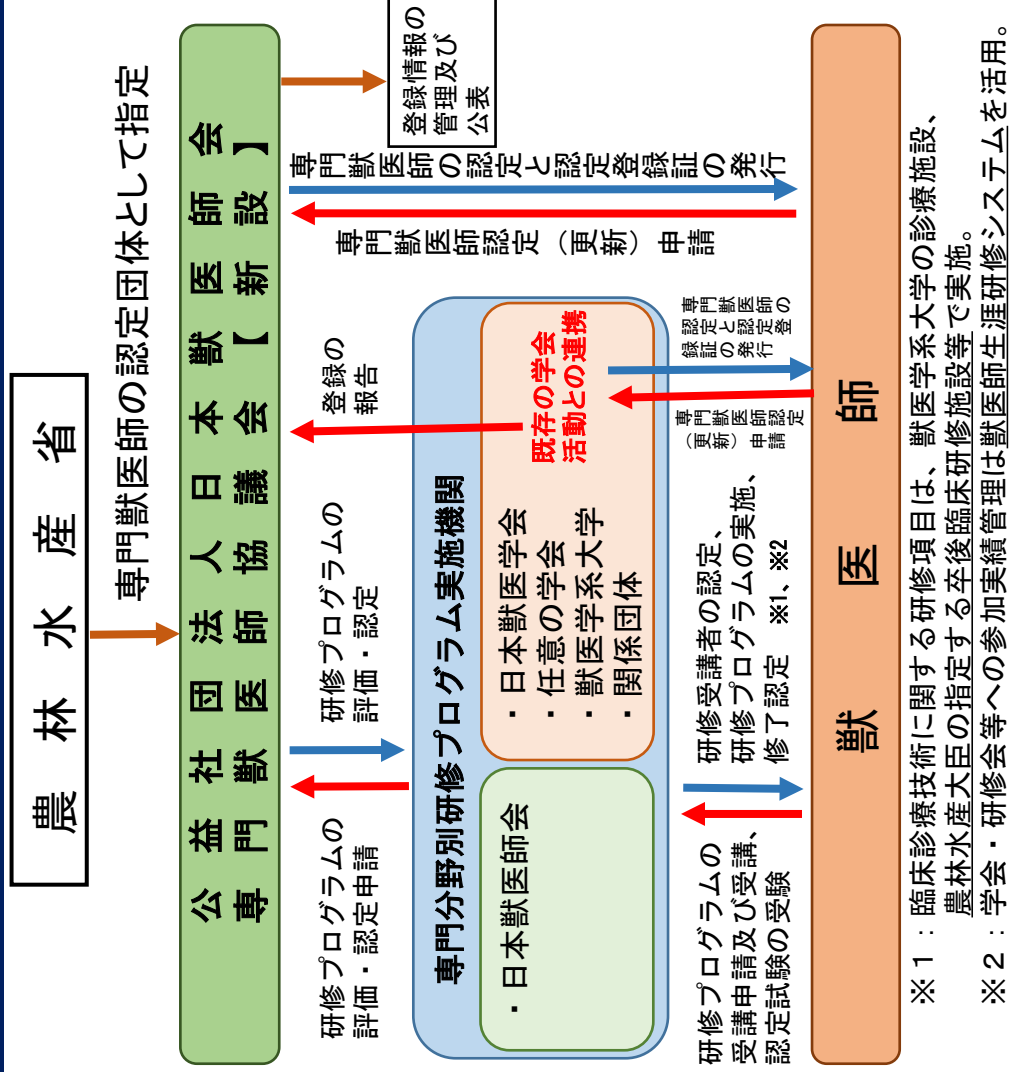
評価・認定、専門獣医師の認定登録情報の管理・公表等の仕組みの構築を進めています。

つきましては、新たな法体系の下で、愛玩動物の飼い主等が求める高度かつ専門的な獣医療提供体制の整備とともに、獣医療における専門性資格に関する広告が可能となるよう下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。
 - (1) 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
 - (2) 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築
- 2 本会が推進する認定・専門獣医師に係る仕組みをはじめ、次の高度・専門獣医療提供体制の構築等に支援されたい。
 - (1) 農場管理獣医師（飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等）をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する認定・専門獣医師に係る仕組み等、獣医療提供体制の総合的な構築への支援
 - (2) 「認定・専門獣医師協議会」において認定された研修等を受講し付与された認定・専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第17条における獣医療広告制限の見直し

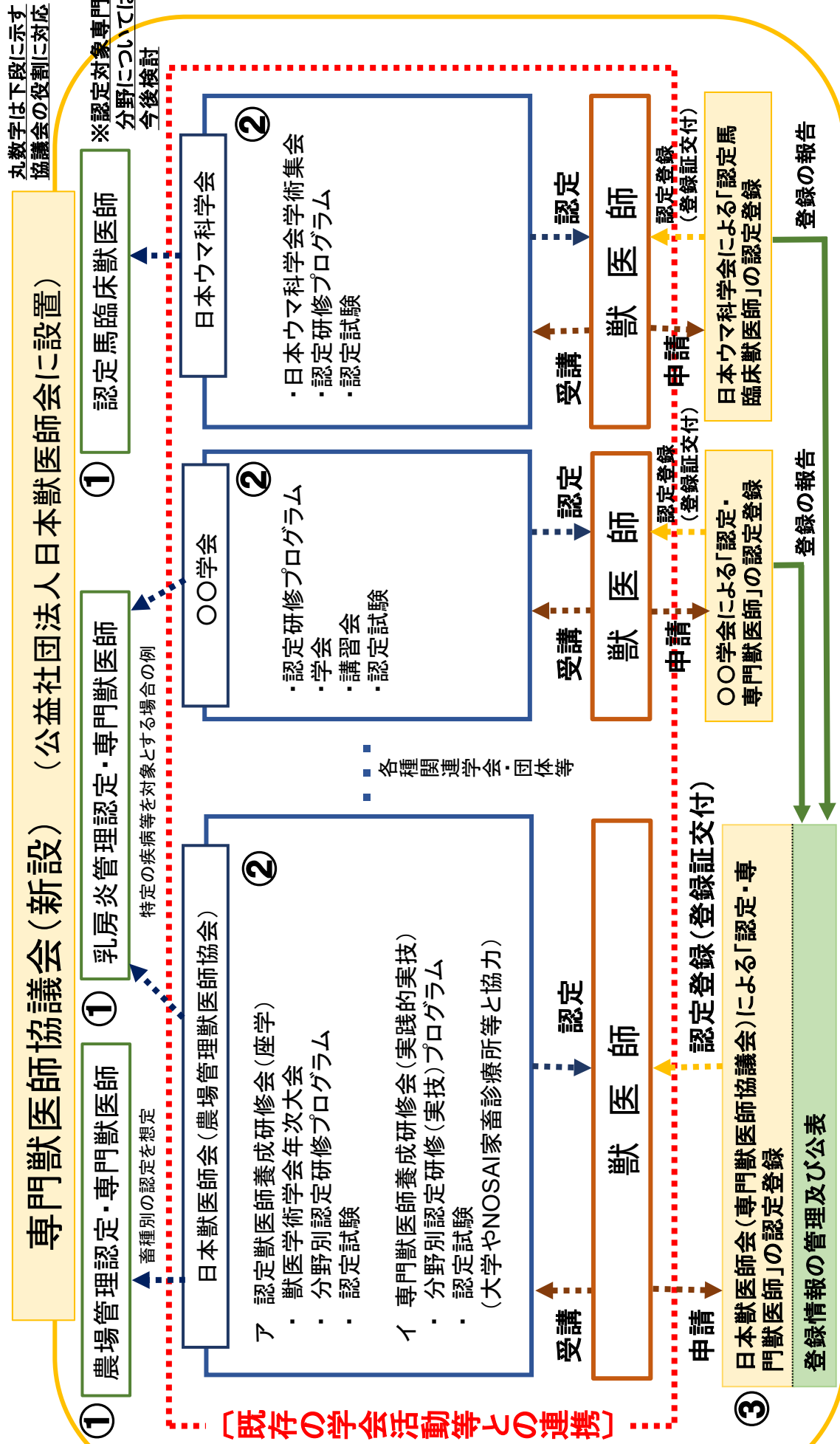
図1 専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組（案）



【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること。
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和2年5月）」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定。

図2 「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組(産業動物分野におけるイメージ例)



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野(資格名)の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定(既存の学会等における研修等を活用)
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理